

■主治医権審査委員会

1. 目的

院内における医療行為は、それぞれの領域の知識や技術に習熟している職員によって行われなければならない。又病院はそのことに責任を持たねばならない。医師の行う診療についても、それぞれの持つ能力の範囲内で診療行為が行われるべきであり、その範囲を超える場合には当該医療行為に熟達した者にその仕事を依頼すべきである。あるいは、その指導と責任の下に行うべきである。そのために幹部医師、本人の診療履歴を委員会において審査し主治医を委嘱し、院内における診療行為に領域を設定する。また亀田メディカルセンターの主治医に関する権限、任命基準、任命の手続きを文書化し、主治医の業務の品質の維持・向上を図ることを目的とする。

2. 開催

定期開催ではなく、各診療科責任者からの主治医権付与推薦ならびに診療責任と今後の期待を事務局に提出され、事務局より病院長他委員を招集し、本人の所属学会における認定医・専門医等認定資格、診療履歴等書類を収集し、随時委員会開催し審査を行う。

3. 委員

委員長：亀田 俊明（病院長）

委員： 夏目 隆史（顧問）、黒田 浩司（亀田クリニック院長）、羽田 洋一（診療部事務室副室長）

オブザーバー：亀田 隆明（理事長）

事務局：山内（診療部事務室）

4. 主治医権委嘱実績

呼吸器内科 1 名、糖尿病内分泌内科 1 名、腎臓高血圧内科 1 名、循環器内科 1 名、集中治療科 1 名、消化器外科 2 名、救命救急科 1 名、脳血管内治療科：1 名、整形外科 2 名、放射線科 1 名、リハビリテーション科 2 名、腫瘍内科 1 名、腫瘍外科 1 名、腎臓移植科 1 名、眼科 1 名 以上 18 名

委員長 亀田 俊明